

研究

兩所着商売仕法御改一件

魚村羽出浦にある庄屋古文書(一)

賛助会員 安部弥右衛門

昨年申度、毎寺羽柴忠生御執筆の赤木村庄屋文書を荒
及、江戸時代葉村に對する佐伯藩の政治と農民の経済
生活狀況を窺ひ知るを得て益々思ひました。私共も祖
先以来住んでゐる御土の歴史について、その一部なりと
知りなむとの意欲はありながら、魚村の庄屋古文書は亡
失して、今に残存するものは稀であるといふことで半以
諦めていたところ、最近ある機会から羽出郡惣代が保
管する文書函の底から、多数の庄屋文書を発見し、その
中に紫外貴重を資料と見られるのがあるので、惣代さん
にお願ひして何点かを写すことが出来た。それで貴重を
佐伯史談の紙面を塞ぐこととはどうかとも考へたが、藩政
時代の魚村の事情研究の上は役立てばと思ひ、會員各位
に御高覽を願ふことに致します。

(参考)

口銭とは取扱手数料に類するもの。
運上銀 冥加銀は税金の如きものと考へる
れながら、その内容趣旨には幾分かちがひが
る様に思われる。

(表紙)

文化三寅年

兩所着商売仕法御改一件

羽出浦役元

(共)

◎ 文化三年(一八〇六年)佐伯藩九代高試の時

◎ 佐伯藩城下、内所と船頭町

(本文)

覚

① 首問屋式軒定

内 志軒 船頭町
一ヶ年運上銀 拾五枚 志軒に付七枚半
但し是迄兩町惣首屋分一ヶ年運上銀拾五枚
差出候分 御免

右之通問屋式軒に相定候間、兩所役人首屋共相
身相上相念のものを撰び人當可願出候事

② 首中買式拾六軒定

内 拾参軒 船頭町
一ヶ年冥加銀 式枚上納
但 前問屋ヶ条二有之候通、是迄惣首屋分一
ヶ年運上銀拾五枚差出候分 御免

右之通中買株式拾六軒に相定候間、是迄首商売致米
候、兩所式拾六間のもの勝手次第中買株可願出一候
若首商売相上度もの以外は譲り給、相願可願候事

③

首出雲の儀是迄の通り願之上勝手次第第二中付候
運上銀 是迄の通り一七も船に走て候儀、相願し船
焼印等申付候次第是迄の通り候間、又惣て出買船
以外に紛れ無之ため、悪女首に替り置候延、いつと女
く自分より相上、不埒ノ事に候、向後以急度悪女
首に可致候。方一□□□□□□□□悪女首に致さず出買
致候もの有之に於ては、□□□□過急なく□□□□共
不致取揚候事

④

是迄上浦中浦辺の引綱より首買取運賃にて、兩町□□
へ□届候ものを、中押と唱へ、兩町□浦□□くもの其
職を致米由に候。向後も其通り可致□□□□願之

上申付候間、是迄致付候もの共、勝手次第可願出候。中押無老艘ニ付、一ヶ年冥加銀□□□□宛、差出候定ニ申付候。且又右中押船向後外□□□□為、無之出買の如く、船に走てる中押印の懺と御奉行所より可相渡候。且又女首ニツ引と黒黒に太く引廻したとへ隔り候場所より中押と見分々易き様可致候。万一此後ニツ引無之船にて中押致候□□有之、式差過急、船諸道具等不致取揚候事。

② 兩所首屋問屋人當の儀、同所役人首中買願主、建印の願書差出願之通申付請証文出之候上、御奉行より問屋札式軒のものに相渡候事。

③ 兩所首中買式拾六軒、人當相極、是亦同所役人首問屋願主共、建印之願書差出願之通申付請証文出之候上、御奉行より中買札式拾六軒に相渡候事。

④ 御城下江持之候生息、切取物ニ至、一切兩問屋へ引受候定ニ申付候。尤兩所へ入津の度ニ問屋中買立合相談之上、直談相窓、賣主より問屋手前へ首受取、問屋手前より直に代銀振替相掛可申候。尤代銀高の内にて、老割之口銀と問屋手前へ取可申候。夫より右有日問屋手前より式拾六軒之中買店に不致致配、分右問屋より首売主は振替相掛候。代銀ハ追而式拾六軒之中買より問屋に相掛可申候事。

⑤ 兩所首持込候次第、兼而首屋仕込有之、分仕込方に相渡来候後、勿論ニ候。仕込無之、分仕込とへ渡船格艘致入津候ハ、五艘以内所、五艘は船頭所へ持込可申候。尤兩所問屋中買共、毎日直前に相場問合せ、双方

直段ハ高下無之、様元より下と趣意とし可致、直段候左とへ有拂底の筋たり共、格別高直ニ致候事、堅く停止候。此儀問屋中買共、嚴重に可相心得候。万一此後格外高直ニ有取扱候趣、於相聞ニ報、問屋中買共、急度申付此品有之候事。

⑥ 兩所問屋へ日々首持込、問屋中買立合致、直段候節、同所地目付老人立合可申候。万一問屋中買共、昔法度候之次第有之者、其旨地目付より所奉行所へ可申出候事。

⑦ 兩所首中買共者、問屋手前より日々首買取致、商賣候定ニ申付候。右ニ付、網持漁人出買之類より、何後致、無察候儀、堅止候。且又中買共、店売之首高利と取候事、堅停止候。万一首直買致候か、又都店売之首高利と取候もの、於首之者、中買株取揚過料、申付候事。但是、定首屋共、手前へ取候利足、一株ニ過分売渡候者、は買取ニ老割之利足と掛相渡来候由、向後も七八其定ニ申付候。猶又小売利足、右同様に掛候而、日詰り所損分相立候由、左候ハ、老割六七歩、乃至式割近之利足と掛候儀、は用檢可申付候。

⑧ 前々條之、但書に中買共之者、一株ニ過分売渡候分、は問屋より買元ニ老割と掛可賣渡候。大凡其定ニ申付候、然ル時ハ、竹田表へ附出候、其途、蓋捲共買張る事、に成猶更過分附出候様、成行、弥小売之首少く相成候、而、如何敷、次第候。右に付、今後、毎日首上り高之座、二、而、何歩方地売、何歩方馬追、筆捲渡と相定、日々其定より上、は御行に老渡申間、敷候。夫共、天気合ニより、又、日、時、節、により、地売、不、定、色、之時、ハ、□□申談、は、他、所、行、出、相、増、地、売、を、減、候、儀、及、申、宜、ニ、可、寄、事。

⑤ 兩船出賣者於浦方漁人より首買取運儀を取兩所問屋へ
可成儀候。斯く而外売致儀儀候。且又
出賣者より首買取候事是又堅く停止候。万一首外
売致儀儀又都右之船以下致申押候も於有之者馬通
急其船取揚候事。

④ 中押船者於浦方漁人より首買取運儀を取兩所問屋へ
積儀可申候。聊以而し外方に相渡候儀堅く停止候。
且又中押船以下致出賣儀儀是又堅く停止候。万一首
外方へ相渡儀儀外方船以下致出賣儀儀も於有之者
為過急其船取揚候事。

浦方出賣之儀是近之通願之上勝手次第に申付候。近
上銀是近之通願候。尤船に建候儀相渡船船印等申付
候次第是近之通り候。且又右船に買取候□□是近
へ通地旅廻船ニ売渡候共又兼兩所問屋に相渡候と
勝手次第候。猶又近年出賣船を乗り廻船同様に願
戸内通に致儀儀堅く停止候。且又都而出賣船都下
戸内通に致儀儀堅く停止候。且又都而出賣船都下
給仕無之に在り候。申付置候儀儀いつとなく自分
小押此不將の事候。向後急度鬼首に可致候。尤
極極と云ふ取放可申候。万一首外売出賣船を願
通に致儀儀又者鬼首に不致候と云ふ之船以下出
賣致儀儀も於有之者為過急船諸道具共不取揚儀
事。

③ 附出賣小買船者式林組に願儀。尤素山に及停止
申付候。且又地小買船者向後如首半金買置可
致候。

⑥ 擬拵手釣漁投網長瀬村立網等に取候者數兩所問屋持
之問屋へ不相渡。外方に致直賣一候儀向後停止。申付
候。万一間屋へ不相渡。外売致儀も於有之者為過急
船諸道具共不取揚候事。

⑦ 於浦に無願手線網致儀も有之者相願へ不將の事
候。向後古漁業致儀も於有之者為過急船諸道具共不取
揚候事。

⑧ 浦々引網ニ取候者是近之通於浦方地旅廻船に売渡候上
之者兩所問屋に相渡候共勝手次第候。併兩所問屋
者拵儀之時節右引網に取候者急所出賣共沖合に而買度
旨申之候。右之内に取分売渡可申候事。

⑨ 地旅馬追籠獲之類者兩所中買より首買取可申候。浦々
引網小漁出賣手線擬拵長瀬村立網より致直賣候事堅く停
止に申付候。万一首外賣之者其旨を背き直賣致儀も於有之者為
過急馬追者馬を取揚儀儀過料申付候。尤売渡候も
の事前記相記候通過急申付候事。

⑩ 拍並林之ものは是近事申押致儀由に付此度勝手次第可
願出儀擬拵御代官より申付候。尤中押船船二付具加
銀交交可差出儀作法者前記相記候通候。万一首外作
法と相背致不將候も於有之者為過急船取揚儀儀是又
急度掛御代官より申付候事。

⑪ 四浦外ニ而取候生魚売渡段之十歩先保戸嶋勘場へ渡
出候儀儀申付置候。且又地小買船者向後如首半金買置可
致候。

事ニ候間向後者聊不埒なく其迄申付置候通其浦庄屋
手前へ差出庄屋手前不月々勘場へ可差出候。庄屋よ
リも精々遂吟味急度取立可差出候。万一此後十歩走
と不差出生魚致漁業候者於有之者為過急船諸道具等
不殘取揚其所之庄屋儀昔品より咎々申付候事。

津蒲江組漁人共生魚致漁業故船へ売渡候節生魚積
出運上可差出延其儀無之由に付去ル成年蒲江浦勘場
相始候より生魚積出候ものへ以前々より定の通運
上為差出候上右勘場へも売主より五歩の口銭其浦々
庄屋に以示差出候定に申付置候。弥其通可相心得候。
尤兩浦組中庄屋共無油断遂吟味右口銭月々取立勘
場へ可差出候。万一口銭不差出生魚売渡候もの於有
之者為過急船諸道具共不殘取揚其所之庄屋儀も品に
より咎々申付候事。

米水津浦組中口而致漁業候手操鑑拵之魚者前々より
多く且兩町へ持込首屋共へ売渡候由に候。向後者聊
外売停止不殘兩町へ持越者問屋へ可売渡候。是迄ハ
圖により兩町へ不持越於其浦々船々へ売渡文知流等
撥ニ売渡候趣も相聞へ候。向後右兩標之直売堅停止
ニ候。万一此後兩町へ不持越其浦々於最守直売致候
もの於有之者為過急船諸道具共不殘取揚尤買取候も
のへも過急申付候事。

兩町出買中押者日々沖合に漁人共前条之法度に相
守候哉否を見知可申候。一方背法度候ものを見附候
へ其ものへ應對致に不及得と様不見亂罷掃其
手細首問屋と以御浦奉行所へ可申出候事。

兩町出買中押長頭村立網其外手操網釣漁投網網等
に取候者問屋共へ不相渡致外売候哉否之儀為見亂兩
町問屋より手先のものを心当り之方角へ時々差起吟味
可申候。万背不埒の次第見附候は其者に心討致に
不及得と様不見亂罷掃問屋手前より御浦奉行所御代
官所へ可申出候事。

前節へ通四浦入津米津蒲江組中漁人共取揚候生魚
取揚之儀此度申付候通に致候哉否之儀為見亂時々兩
勘場手先のものを并兩町出買中押者問屋手先のものを時
々差起見其儀候間不埒之儀者直打相分可候。万
一不埒之次第見届為過急船諸道具取揚候時都波世
も不相成次第候間能々致勘弁不埒之儀不致指其浦
庄屋共より為度申付時々心と附可申候事。

右者近年兩町店売之首高直ニ相成諸人買求るに今難儀
候。聊竟者買入共作法を取失ひ候故之儀不埒之事成
候。依而書面の通向後御定被仰付候条銘以堅其指を
可守候。万一相背候もの於有之者前文之通過急申付候
為其如件。

文化三庚年五月

中(并) 志津摩

兩町

年寄

地目付

首問屋

御代官

御浦奉行所

村浦

大庄屋
庄屋
地目付
馬込笠荷
商人
網持漁人
出買小買
中押共

(註)

- (一) 運上銀 江戸時代の高工賃、常業又ハ運賃物に課した税金
- (二) 人當 ひとあてとていふ義、人運又は船主を人の義
- (三) 塚か銀 当時の雜稅、高工賃漁業の保護又は利權に對する上納
- (四) 出買 両所より浦邊ニ報漁師へ魚を買取に出かけていた船
- (五) 女首 舟ハ先端、又よしと稱するところ、当地方ではよしとまゐる、それによしと當てておるので、よしと義、黒女首はそのよしと悪く違つておる。
- (六) 中押 (なかおし) 上浦、中浦、下浦の網方が、魚を買取り運賃をかせいで、両所の魚問屋へ運搬していったもの
- (七) 向後 (こうご) 今後は同じ
- (八) 御奉行所 ミミヤは漁村を取しまつてい左御奉行所
- (九) ニツ引キ によしと悪く横に二の字に並べていたもの
- (十) 入津 漁獲物を積んで港に入ることを、いかづちと荒んだのであろう
- (十一) 口減 (こうげん) 取扱手数料 一割が普通であつたらしい
- (十二) 停止 (ちゆうじ) さしとめること、禁止
- (十三) 申しける品 事から、何かの罰に及ぶ考へがあるぞ、という義
- (十四) 地目付 (じめつけ) 佐伯藩では町手字、庄屋の配下であり、魚松城下町や村附の段々として、藩政の末梢と担当して、いたよつておる
- (十五) 竹田表 今日竹田町、中谷、三堂を經て竹田まで當時海のもの、馬にのんで運搬して、いた、それが次の馬込である
- (十六) 馬込 (うまごい) 馬の背に生魚塩魚干物などを積んで運んで、いた
- (十七) 地売 (ちうり) 地元で売ること、つまり領收で生品を売ること
- (十八) 地元 地元、旅地他領、田舎口、運搬船
- (十九) 今月 今月、地元(日えき)と呼ぶ、この辨字、辞書にない、海中の辨字と連想した當字である

(二十) 作法 (さほう) 事を行ふ方法、やりかたを義

(二十一) 十歩走 (ちうぶそう) 十分の一即ち一割

(二十二) 五歩 一割の半分、百分の五

(二十三) 車寄 江戸時代佐伯藩でお城下両町にわたつた町民の長、町手字

右の商売仕法について見ると、①より④までの各項目は、主として肴問屋、中買、出買、中押等の、適正なる業務の運営と、両所住民の必要とする魚類の数量確保は重点を置き、第⑤より⑧項までは出買、中買、漁夫の事業運営と、漁民の生業の措置などについて定め、厳しい統制と取締りが行われている。而して法の主題は、両所肴商売仕法とし、佐伯内町と船頭町だけの取引関係の條に於けるが、その内容は、全佐伯領内各浦々の漁民を含め、左取締り法になつており、城下町民と在方農民は、この法によりかなりの恩恵を享けることとなるが、こんな規制の下で生業を續けていた浦々の漁民生活は、如何であつたか、と考へさせられる。

それは漁民の魚の脱け賣りに、あるゆる手段によつて監視の方法を講じておつたようであるが、漁民の魚の値組むについて、⑨に規定はあつても、これに又、或はせ、小等の方法は、用いず、専ら下値を主とした詰合いで、めるといふ建て前をとつており、たとえ肴(魚)拵底の條でも、格別高値にすることは、停止といふ厳しい処分を受けることになつておる。これは物価騰貴を抑制するため、為政者の執るべき必要を政治措置ではあるが、この措置によつて、町民と農民は救われるとして、佐伯九十九浦の廣い範囲にわたつて、貧しい生計を送つていた多くの漁民の生活には、強い打撃であつたであろうと考へる。

魚は季節により、又天候や潮流の關係により、豊漁の時もあり不漁の時もあるが、豊漁の時は豊年(食之)といふと、たとえの通り、安価あるが、多量に漁れた点で、儲かる。

これ反して不漁で品薄の時、需給自然の方則で高値になるため漸く助かるのであるが、この法の定めが如く、「左と之肴掛底の節たりとも、格別高値に致候事、堅停止に候。云々」(肴掛底の節)とある。

この定めは零細漁民の為に大なる打撃である。この不利から逃れようとして、真売や脱け売りをすれば、曲事として重く処罰されるので、如何することも出来なかつたことである。尤も田項に規定する浦方出買船に売渡す途は残っていたようであるが、これとて瀬戸内方面に積上げる分は別として、佐伯の肴問屋向けには田項の制限を受けることになる。

次に四浦、保戸島、又は蒲江等には揚場を置いて魚を集めていた様であるが、こんな所に集まる魚の直段は、誰人が如何な方法で定めていたものであろうか。電信電話や郵便等も全くない時代である。漁った魚を陸送するにも馬や車を通す道路はなく、海上と船で送る方法はあるが、これとて途中難所の多い航路である。荒天の日に絶対航海は出来なかつた筈である。如何して生魚を佐伯まで運んだのであろうか。この様な運搬上の困難があつたので、獲れた魚を町まで運ばず、脱け売りのあつたことも止むを得なかつたものと考えられる。生魚に氷を使用する方法がなく、只塩蔵する外に方法の無かつた文化年代の昔を偲べば、思い半ばにすぎるところがある。

この両所、肴商賣任法が出来てから二十九年を経た天保六年、藩は六本松磯に魚市場を設けたことになつてゐるか、魚の値組及び何れの際に、現行行われてゐる「せり」方式になつたものであろうか。入れかきり方式になつて漁民の収入も多くなつたのであろう。この魚市場跡は現今

青物市場になつてゐる。

尚この時代も、その以前も、佐伯港の漁村は、煮干(にべし)か、浜干(はまぢし)か、つと(つと)いふなど、製法が盛んに行われていたようである。これらに開連して、天明七年五月佐伯藩は大阪の儀慶喜三郎とその取引を協定した事実を示す文書がある。次回下それを参考として記録して見ようと思ふ。

紹介

国東半島の佛像につかた婦人から
—— 今年いただいた年賀状の中の一通 ——

刊 柴 弘

この正月、四百通ばかり頂いた年賀状の中には、廣島県三原市に住す M ー という御年賀の婦人からかゝる文が交つてゐました。密産産で、おたか十三重の塔であつたお前、合せをうけ、三回文通した方ですが、お会つたことはありません、それ以外の走り書きですか——とよく読んで見て下さい。(原文のまま、但し句読点は私が加えました)

明けましておめで度うございませす。

昨年六月別府に行き、国東半島の北に行き、無勢寺の谷に入り、椿堂にありました佛像を見ました。とてもすばらしい手近に見られ、宇佐のお寺へまわりました。何とも云はれず平安時代の木像を、すつと見て歩きました。本年は国見まで行き、一夜とまり、残りを見たいと思つてゐます。それから宇佐の奥に行く予定に居ります。一人で国東半島の南部の近く歩き、ほどんど六郷満山の現在の寺は、昨年ですと予定です。北の方は便利が悪く時間がかかります。九州に生れ、おたかたのが残念です。本年は無勢寺に一回行きます。佐伯に行き、国東半島の奥まで行き、おたかた